

佐伯市建築設計業務委託契約約款(平成23年佐伯市告示第182号)新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
○佐伯市建築設計業務委託契約約款 平成23年12月5日 告示第182号 佐伯市建築設計業務委託契約約款(平成22年佐伯市告示第106号)の全部を改正する。 （略） （契約の保証） 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 （1） 契約保証金の納付 （2） 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 （3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証 （4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証	○佐伯市建築設計業務委託契約約款 平成23年12月5日 告示第182号 佐伯市建築設計業務委託契約約款(平成22年佐伯市告示第106号)の全部を改正する。 （契約の保証） 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 （1） 契約保証金の納付 （2） 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 （3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証 （4） この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(**第6項**においてこれらを「保証の額」という。)は、業務委託料の額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の額の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(追加)

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(**第5項**においてこれらを「保証の額」という。)は、業務委託料の額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第60条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の額の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

[注] 契約の保証を免除する場合は、この条を削除する。

(前金払)

第39条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の額の10分の3以内の前払金の支払をこの契約の締結の日から30日以内に発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとする。

3 発注者は、**第1項**の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の日の前日から16日以前に支払わないものとする。]

[注] [] 内は、早期契約の場合に使用する。

4 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項 [本文] の規定を準用する。

[注] [] 内は、早期契約の場合に使用する。

5 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額の10分の4.5を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還し

(前金払)

第39条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の額の10分の3以内の前払金の支払をこの契約の締結の日から30日以内に発注者に請求することができる。

(追加)

2 発注者は、**前項**の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。[ただし、契約書記載の業務着手の日の前日から16日以前に支払わないものとする。]

[注] [] 内は、早期契約の場合に使用する。

3 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項 [本文] の規定を準用する。

[注] [] 内は、早期契約の場合に使用する。

4 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額の10分の4.5を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還し

なければならない。ただし、この項に規定する期間内に第42条又は第43条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、支払額から当該超過額を控除することができる。

6 前項に規定する期間内で前払金の超過額を返還する前に更に業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料の額が減額前の業務委託料の額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料の額が減額前の業務委託料の額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の額の10分の4.5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

7 発注者は、受注者が**第5項**に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、佐伯市契約規則第11条第1項の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第40条 受注者は、前条**第4項**の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに

なければならない。ただし、この項に規定する期間内に第42条又は第43条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、支払額から当該超過額を控除することができる。

5 前項に規定する期間内で前払金の超過額を返還する前に更に業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料の額が減額前の業務委託料の額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料の額が減額前の業務委託料の額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の額の10分の4.5に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

6 発注者は、受注者が**第4項**に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、佐伯市契約規則第11条第1項の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(保証契約の変更)

第40条 受注者は、前条**第3項**の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料の額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに

発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の佐伯市建築設計業務委託契約約款の規定は、令和7年5月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(略)

発注者に寄託しなければならない。

(追加)

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。